解散公告（第一回）

当社は、平成九年六月三日をもって解散したので、当社に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年五月二日

兵庫県赤穂市加里屋二一八八番地の三九

有限会社テルミー美容室

清算人　板橋　洋子

解散公告（第一回）

当土地改良区は、平成二十三年三月四日開催の総会の決議により解散したので、当土地改良区に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年五月二日

岡山県備前市佐山一四二〇番地

清算法人東鶴山土地改良区

清算人代表　尾野田　洵

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十三年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年五月二日

高知市役知町一五番七号　医療法人三浦会

清算人　三浦　智子

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十三年四月一日寄附行為所定の解散事由の発生により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年五月二日

高知県高知市北本町三丁目八番二八号

財団法人福祉事業団江陽保育園

清算人　村田　光洋

解散公告（第二回）

当組合は、平成二十三年二月二十五日開催の臨時総代会の決議により解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十三年四月二十八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年五月二日

秋田県秋田市中通六丁目七番三六号

秋田県勤労者住宅生活協同組合

代表清算人　中村　悦郎

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十二年五月二十五日開催の通常総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年四月二十八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年五月二日

福島県福島市杉妻町五番七五号

社団法人福島県石楠会

代表清算人　長澤　榮治

解散公告（第二回）

当法人は、存立期限の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年四月二十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右記期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年五月二日

群馬県前橋市本町一丁目五番二号

財団法人前橋市都市整備振興公社

清算人　関口　和敏

解散公告（第二回）

当法人は、存立期限の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年四月二十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右記期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年五月二日

群馬県前橋市千代田町二丁目五番一号

財団法人前橋勤労者総合福祉振興協会

清算人　中野　浩

解散公告（第二回）

当法人は、存立期限の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年四月二十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右記期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年五月二日

群馬県前橋市岩神町一丁目二番一号

財団法人グリーンドーム前橋

清算人　中野　浩

解散公告（第二回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十三年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年四月二十八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年五月二日

千葉県松戸市金ケ作二七七番地の四

財団法人松戸市生きがい福祉事業団

清算人　安井　逸郎

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十三年三月二十七日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年四月十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年五月二日

東京都福生市大字熊川一六九〇番地八号

特定非営利活動法人風ぐるま

清算人　北林　暁子

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十三年三月二十六日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年四月二十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年五月二日

東京都町田市中町一丁目二八番一八号

特定非営利活動法人こども・人権たねまき

清算人　関野　由美

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十三年四月一日、存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年四月二十八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年五月二日

東京都世田谷区尾山台一丁目一五番二三号

正求堂財団

代表清算人　増島　道雄

解散公告（第二回）

当法人は、寄附行為に定めた存続期間の満了により、平成二十三年四月一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年四月二十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年五月二日

東京都港区芝公園四丁目七番四号

財団法人浄土宗奨学会

代表清算人　里見　法雄

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十三年三月二十五日開催の定期総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年四月十三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年五月二日

神奈川県相模原市緑区中野九二七―七

社団法人津久井建設業協会

清算人　安西　和男

解散公告（第二回）

当公社は、平成二十三年三月十五日三重県知事の認可により解散したので、当公社に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年四月二十八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年五月二日

三重県志摩市阿児町鵜方三〇九八番地二二

志摩市土地開発公社

代表清算人　柴原　時男